

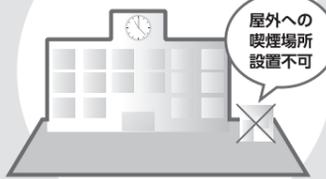
# ご存知ですか？ 秋田県の 受動喫煙防止対策



あせせ 健康寿命日本一!

秋田県受動喫煙防止条例が制定され、  
令和2年4月1日より喫煙場所の規制がスタートします

幼稚園・保育所、認定こども園、  
小・中学校、高等学校、  
児童福祉施設など



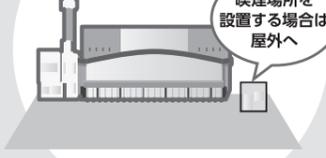
完全敷地内禁煙

大学、医療機関、  
行政機関の庁舎など



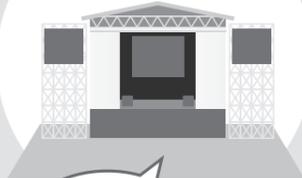
原則敷地内禁煙

駅、空港、  
バス・フェリーターミナル  
など



完全屋内禁煙

屋外など  
(イベント・大会会場など)



主催者は  
受動喫煙が  
生じないよう  
配慮

事業所、ホテル、  
飲食店など



原則屋内禁煙

飲食店のうち

令和2年4月1日時点で営業している  
小規模飲食店

※資本金5千万円以下かつ  
客席面積100平方メートル以下

屋内の一部または全部を、禁煙  
か喫煙可能かを選択することが  
できます。

※ただし、従業員がいる場合は令和7年3月までの  
特例です。



20歳未満は  
立入禁止!

20歳未満の方は、従業員  
も喫煙エリアに立ち入る  
ことはできません。



標識掲示が  
義務づけ

施設に喫煙室がある場  
合、標識を掲示しなけれ  
ばなりません。



飲食店は禁煙  
標識の掲示も!

飲食店においては、店内  
禁煙か、喫煙室があるか  
について店頭に掲示しな  
ければなりません。



加熱式たばこ  
専用喫煙室

加熱式たばこ専用喫煙室  
(飲食可)は設置しないよ  
う努めてください。

健康増進法・受動喫煙防止条例に関するお問い合わせはこちらへ

秋田県健康づくり推進課  
専用ダイヤル ☎018-860-1429

詳しくはこちらをご覧ください



## 令和2年度健康づくり対策の重点事業を紹介します



八峰町では全ての方が、安心して健やかに暮らせるやすらぎのまちづくりを目指して、  
健康増進計画「健康はっぼう21」に基づき、様々な取り組みを実施しています。

その中で、令和2年度健康づくりの重点事業を紹介します。

### 1. 検診の受診率向上を図ります

- ①すべての検診がワンコイン（500円）で受診できます。肺がん検診は受診者全員が無料です。  
また70歳以上の方、生活保護受給世帯、住民税非課税世帯の方も無料で受診できます。
- ②胃がん検診対象者に受診勧奨（コール・リコール）事業を行います。
- ③医療機関方式による日曜がん検診を行い、受診しやすい環境を作ります。
- ④対象者には、検診料金が無料となるクーポン券を配布します。（胃・大腸・子宮・乳がん検診で該当する方）



### 2. 健康づくりの動機づけとなる機会を提供します

- ①運動や栄養など、各自が健康づくりに取り組んでいくためのきっかけづくりの健康教室を実施します。
- ②人間ドック・脳ドック受診費用の一部を助成します。



### 3. 歯の健康づくりを図ります

- ①フッ化物の利用による園児・児童・生徒のむし歯予防事業を実施します。
- ②歯周病検診対象者（40・45・50・55・60・65・70歳の方）にクーポン券を配布します。  
（70歳の方は無料。それ以外の対象者は自己負担1,000円で受けることができます。）



### 4. 自殺予防に取り組みます

- ①毎月10日に交流サロンしーがる、毎月20日に交流サロンらべんだーを開催するとともに、ほ  
っと健康相談を実施します。
- ②参加しやすい相談会の開催や相談機関の周知徹底を図ります。

### 5. 安心して子どもを産み育てていく環境をつくります

- ①安心して出産・育児ができるように、妊娠中から産婦人科医療機関と連携し合い、訪問等を  
通して育児不安の解消に努めます。
- ②一般不妊・不育症治療費を全額助成することで、夫婦の経済的・心理的負担の  
軽減を図ります。特定不妊治療についてもご相談ください。



### 《お願い》

町では「令和2年度健康診査申込調査」を19歳以上の方を対象に実施しています。  
健康診査申込の有無に関わらず調査票に記入の上、**4月18日（土）までに** 担当保健  
衛生委員にお届けください。（調査票は各地区の保健衛生委員が4月10日以降に各世帯へ  
配布します。）  
年に一度は健診を受けて自身の健康チェックをしていきましょう。

■問合せ・申込先 福祉保健課 健康推進係 ☎76-4608